

第 72 回

定時株主総会 招集ご通知

Shibuya

開催日時

2020年9月24日（木曜日）
午前10時

開催場所

当本社MCセンター 3階ホール

金沢市大豆田本町甲 58 番地

※末尾の案内図をご参照ください

目次

■ 第72回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役の報酬額改定の件	6

（添付書類）

■ 事業報告	7
■ 連結計算書類	19
■ 計算書類	21
■ 監査報告書	23

 **澁谷工業株式会社**

証券コード 6340

本年は、新型コロナウイルス感染予防措置としてご来場のみなさまへのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 6340

2020年9月9日

金沢市大豆田本町甲 58 番地

澁谷工業株式会社

取締役社長 澁谷弘利

第 72 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 72 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って 2020 年 9 月 23 日（水曜日）午後 5 時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020 年 9 月 24 日（木曜日） 午前 10 時
2. 場 所 金沢市大豆田本町甲 58 番地 当本社MCセンター 3階ホール
3. 目的事項
報告事項 1. 第 72 期（2019 年 7 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第 72 期（2019 年 7 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年9月23日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の『インターネットによる議決権行使のご案内』をご高覧の上、2020年9月23日（水曜日）午後5時までに行使してください。

以上

-
1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
 2. 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.shibuya.co.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類への記載はしておりません。
 - (1) 事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」および「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.shibuya.co.jp>）において掲載することにより、お知らせいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使使用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使使用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使使用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力していただく必要があります。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2020年9月23日（水曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(注) 1. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担になります。

2. インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使使用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株皆様

証券会社に口座をお持ちの株皆様は、お取引の証券会社へお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株皆様（特別口座の株皆様）

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】 0120-782-031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

第 72 回定時株主総会における 新型コロナウイルスによる感染防止への対応について

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

第 72 回定時株主総会における、新型コロナウイルスの感染防止に向けた対応について、下記のとおりご案内いたしますとともに、みなさまのご理解ならびにご協力をお願い申しあげます。

記

1. 株主さまへのお願い

- (1) 今回の株主総会につきましては、株主さまの健康と安全を第一に考え、健康状態に関わらず、可能な限り株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申しあげます。
- (2) 議決権の行使につきましては、書面またはインターネット等による議決権行使が可能ですので、是非そちらのご利用もご検討くださいますようお願い申しあげます。
- (3) 会場の座席は十分な間隔をあけて配置いたしますので、従来より大幅に席数が少なくなっております。万が一満席になった場合、それ以降のご入場をお断りさせていただく場合がございますので、何卒ご容赦くださいますようお願い申しあげます。
- (4) 特にご高齢の方、既往症のある方、体調に不安のある方、妊娠されている方、直近で海外へ渡航された方は、本総会へのご出席をお控えいただきますようお願い申しあげます。
- (5) 本総会にご出席を検討されている方は、当日の健康状態に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をされないようお願いいたします。また、会場内ではマスクの着用をお願い申しあげます。

2. 当社の対応

- (1) 本年は、ご来場者さまへのお土産を取り止めさせていただきます。
- (2) 1 階入口にて検温をさせていただきます。その際、体温に 37.5 ℃ 以上の発熱が確認された場合および体調不良と見受けられる場合には、ご入場の制限をさせていただきます場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 1 階入口に消毒液を設置いたします。手指消毒にご協力願います。
- (4) 役員および運営スタッフは、当日検温を行い、体調を十分確認の上参加いたします。
- (5) 運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます。
- (6) 会場内において体調が優れないと感じられた方は、遠慮なく運営スタッフにお申し出ください。また、体調が優れないと見受けられる方には、運営スタッフがお声をかけさせていただきます場合がございます。
- (7) 株主総会終了後の懇親会は中止とさせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当（第72期 期末配当）に関する事項

当期の剰余金の処分につきましては、株主のみなさまへの配当の充実と、将来の安定的な利益確保のための内部留保の確保の両方を、バランス良く維持すること、および今後の事業展開などを考慮して、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期の配当金はすでに中間配当金としてお支払いいたしました上半期の1株につき30円と合わせ、年60円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき30円

総額 830,025,840円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日（第72期 期末配当金の支払開始日）

2020年9月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

将来の会社規模および事業領域の拡大に備え、取締役の員数を 25 名以内から 28 名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 17 条 当会社の取締役は <u>25</u> 名以内とする。	第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 17 条 当会社の取締役は <u>28</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬の額は、2011年9月28日開催の第63回定時株主総会において月額70百万円以内(うち社外取締役の報酬の額は月額3百万円以内)とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化ならびに将来の取締役の増員などを考慮して、月額100百万円以内(うち社外取締役の報酬の額は月額3百万円以内)といたしたく改定をお願いするものであります。この取締役の報酬額には、従来と同じく使用人としての職務を有する取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は23名(うち社外取締役は2名)であります。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦による海外経済減速が懸念されるなか、雇用・所得環境や設備投資が堅調に推移するなど緩やかな回復基調が続いておりましたが、年度後半から新型コロナウイルス感染症の拡大により景気は急速に悪化するなど、厳しい状況となりました。しかしながら、当社グループの主力事業であるパッケージングプラント事業は受注生産型であり、機械メーカーとしては、その影響は比較的軽微に留まりました。

このような状況のなか、当社グループの連結売上高は1,036億19百万円（前期比4.6%減）、営業利益は93億66百万円（前期比9.7%減）、経常利益は95億60百万円（前期比7.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は64億71百万円（前期比16.7%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

パッケージングプラント事業の売上高は、酒類用プラントは業界全体で酒類販売の需要が伸びていないことを起因として減少したものの、食品用プラントは引き続き好調な国内販売に加えて海外向け飲料用無菌充填ラインの納入が増加し、また薬品・化粧品用プラントは大型バイアルラインの納入などが寄与したことから、前連結会計年度に比べ増加しました。

その結果、売上高は653億53百万円（前期比2.5%増）、営業利益は100億38百万円（前期比1.7%増）となりました。

メカトロシステム事業の売上高は、半導体製造装置については、米中貿易摩擦に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け海外への出荷が延期となったことから減少し、医療機器については、販売先の在庫調整による減産が続ぎ、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり減少したことから、前連結会計年度に比べ減少しました。

その結果、売上高は265億38百万円（前期比14.4%減）となり、損益面については、半導体製造装置および医療機器において操業度の低下により固定費負担が高まったことから、営業利益は5億35百万円（前期比67.3%減）となりました。

農業用設備事業の売上高は、柑橘類向け選果選別プラントの納入が増加したものの、野菜類向け選果選別プラントが大きく減少したことから、前連結会計年度に比べ減少しました。

その結果、売上高は117億28百万円（前期比15.3%減）となりましたが、損益面については、技術の集積度が高い採算性の良い案件が多かったことから、営業利益は10億65百万円（前期比6.2%増）と増益となりました。

セグメント別の売上高

(単位：百万円)

セグメントの名称	前連結会計年度	当連結会計年度	対前期比
パッケージングプラント事業	63,777	65,353	2.5 %
（酒類用プラント）	（ 2,985）	（ 2,311）	（△ 22.6）
（食品用プラント）	（ 46,577）	（ 48,791）	（ 4.8）
（薬品・化粧品用プラント）	（ 11,917）	（ 11,964）	（ 0.4）
（その他）	（ 2,296）	（ 2,285）	（△ 0.5）
メカトロシステム事業	31,001	26,538	△ 14.4
農業用設備事業	13,848	11,728	△ 15.3
合 計	108,626	103,619	△ 4.6

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は34億51百万円であり、その主な内容は、当社医療機若宮工場（メカトロシステム事業）および当本社における立体駐車場のほか、工作機械および工具器具備品等の新設ならびに更新投資であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、当社医療機若宮工場建設資金の一部として13億円を金融機関から借り入れております。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)
売上高	91,642	98,140	108,626	103,619
経常利益	9,079	9,882	10,352	9,560
親会社株主に帰属する当期純利益	6,638	7,480	7,766	6,471
1株当たり当期純利益	239円93銭	270円36銭	280円70銭	233円89銭
総資産	105,931	111,747	131,136	126,745
純資産	51,763	58,193	63,861	68,684
1株当たり純資産額	1,870円62銭	2,102円23銭	2,307円43銭	2,481円87銭

5. 対処すべき課題

シブヤグループ各社は、グローバル競争に勝ち抜いて成長、発展するため、技術力と品質の向上に注力し、国内外を問わず新市場を開拓し、新製品の開発に努めてまいります。

その主な取り組みとして、

- ① 世界のトップを走る技術のダントツ（断然トップ）製品づくりをさらに推進し、収益の拡大を目指します。
- ② 海外市場の開拓により、海外売上拡大に注力します。
- ③ 3カイ（改善、改革、開発）の強力推進および予実管理の徹底に取り組み、収益力の向上に努めてまいります。
- ④ 再生医療システムについては、新機種の開発や機器の販売とともに細胞培養受託加工事業も行ってまいります。
- ⑤ これらの施策を推進しつつ、持続的な企業成長を確保するため、新製品開発、新市場開拓、新事業創出を推進する人材育成にも注力してまいります。
- ⑥ 新事業分野への参入や M&A にも取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 主要な事業内容（2020年6月30日現在）

下記の事業区分にかかる製品の製造販売を主要な事業といたしております。

事業区分	主要製品
パッケージングプラント事業	ボトリングシステム（充填システム、キャッピングシステム、ラベリングシステムなど）、製函・包装システム、製薬設備システム（医薬品製造システム、アイソレータなど）、再生医療システム（細胞培養アイソレータ、ロボット自動細胞培養システム、バイオ3Dプリンターなど）など
メカトロシステム事業	切断加工システム（レーザー加工機、ウォータージェット切断加工機など）、半導体製造システム（ハンダボールマウンタ、ワイヤボンダ、LED検査装置など）、医療機器（レーザー手術および治療装置、人工透析装置など）、超音波発生装置、油圧プレス機など
農業用設備事業	農業用選果・選別システムなど

7. 主要な営業所および工場（2020年6月30日現在）

社 名	所 在 地
当 社	本 社：金沢市大豆田本町 営業部：本社・東京（新宿区）・関西（西宮市） 工 場：本社・RPシステム森本・EBシステム森本・ RMシステム森本・メカトロ・医療機若宮（金沢市）
シブヤマシナリー株式会社	本 社：金沢市北安江 営業部：本社 工 場：津幡（河北郡津幡町）・進和（金沢市）
シブヤ精機株式会社	本 社：浜松本社（浜松市東区篠ケ瀬町） 松山本社（松山市南吉田町） 営業部：浜松本社・松山本社・東日本（蓮田市）・北日本（弘前市） 工 場：浜松本社・松山本社
シブヤパッケージングシステム株式会社	本 社：金沢市河原市町 営業部：本社・東京（新宿区）・関西（西宮市） 工 場：本社
Shibuya Hoppmann Corporation	本 社：米国バージニア州 工 場：マディソンハイツ（米国バージニア州）
株式会社カイジョー	本 社：羽村市栄町 支 店：関西（大阪市淀川区） 工 場：本社・松本（松本市）

8. 従業員の状況（2020年6月30日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,061名	+ 50名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しております。
2. 上記のほか、臨時従業員数は448名であります。

9. 主要な借入先の状況（2020年6月30日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社北國銀行	2,537
株式会社みずほ銀行	596
農林中央金庫	589
株式会社三菱UFJ銀行	568
第一生命保険株式会社	179
日本生命保険相互会社	176
三井住友信託銀行株式会社	173
明治安田生命保険相互会社	167

10. 重要な子会社の状況（2020年6月30日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
シブヤマシナリー株式会社	450 百万円	100.0%	パッケージングプラント製品の製造販売
シブヤ精機株式会社	450 百万円	100.0%	農業用総合選果設備および一般産業用省力機器の製造販売
シブヤパッケージングシステム株式会社	450 百万円	100.0%	パッケージングプラント製品の製造販売
Shibuya Hoppmann Corporation	7,495 千米ドル	100.0% (100.0%)	パッケージングプラント製品の製造販売
株式会社カイジョー	90 百万円	98.8%	超音波応用機器の製造販売

（注）当社の議決権比率の（ ）内は、内数で間接所有割合を示しております。

II 会社の株式に関する事項（2020年6月30日現在）

1. 発行可能株式総数 …………… 110,000,000 株
2. 発行済株式の総数 …………… 28,149,877 株（自己株式 482,349 株を含む）
3. 株主数 …………… 4,267 名
4. 大株主（上位 10 名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
公益財団法人澁谷学術文化スポーツ振興財団	2,357	8.52
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,700	6.15
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,600	5.78
株 式 会 社 北 國 銀 行	1,315	4.75
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,280	4.63
澁 谷 工 業 取 引 先 持 株 会	1,207	4.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,144	4.14
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	1,120	4.05
農 林 中 央 金 庫	1,000	3.61
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	928	3.36

（注）持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

当社は、2019年8月29日開催の取締役会決議および同年9月26日開催の第71回定時株主総会における決議に基づき、信託型ライツ・プランの導入の一環として、三井住友信託銀行株式会社を割当先として第五回信託型ライツ・プラン新株予約権を無償で発行いたしました。当該新株予約権の概要は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の総数
50,000,000 個
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数
普通株式 50,000,000 株（新株予約権 1 個につき 1 株）
- (3) 発行価格
無償
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
 - ① 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、本新株予約権の行使により発生または移転する株式 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。
 - ② 行使価額は 1 円とする。
 - ③ 新株予約権の行使期間
2019年10月1日から2022年9月30日まで
ただし、2022年4月1日以降同年9月30日以前に所定の権利発動事由が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間が経過した日までとする。

IV 会社の取締役および監査役に関する事項

1. 取締役および監査役の状況（2020年6月30日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職
澁谷 弘利	代表取締役社長 再生医療システム本部長	
澁谷 進	取締役副会長	津田駒工業株式会社 監査役
久保 尚義	取締役副社長 メカトロ事業部担当、国際本部長	
小林 威夫	取締役副社長 プラント営業統轄本部長	
中 俊明	専務取締役 プラント生産統轄本部長、グループ生産・情報統轄本部長兼生産計画推進本部長兼開発本部長兼技術管理本部長、再生医療システム副本部長	
毛利 克己	専務取締役 メカトロ事業部長兼特機本部長兼医療機本部長	
吉道 義明	常務取締役 社長室長、内部統制・監査室長、財経本部長（経理担当）	
北村 博	常務取締役 プラント生産統轄副本部長兼プラント生産本部長、グループ生産・情報統轄本部生産計画推進副本部長	
本多 宗隆	常務取締役 総務本部長、グループ生産・情報統轄副本部長兼情報・知的財産本部長	
河村 孝志	常務取締役 財経本部長（財務担当）	
澁谷 光利	常務取締役	シブヤパッケージングシステム株式会社 取締役社長
澁谷 英利	常務取締役 プラント営業統轄副本部長、再生医療システム副本部長	Shibuya Hoppmann Corporation CEO
西納 幸伸	常務取締役 プラント生産統轄副本部長兼プラント技術本部長兼BS第1技術本部長、グループ生産・情報統轄本部技術管理副本部長	
西田 正清	取締役 総務副本部長兼人事部長	
永井 英次	取締役 グループ生産・情報統轄本部生産計画推進副本部長兼情報・知的財産副本部長兼経営情報システム部長	
太田 正人	取締役 再生医療システム副本部長、プラント生産統轄本部製薬設備技術本部長兼プラント技術副本部長	
中西 真二	取締役 総務副本部長兼総務部長	
高本 崇弘	取締役 プラント営業統轄本部業務管理本部長	
二木 彰徳	取締役 プラント営業統轄本部 BS 営業本部長	
宮前 和浩	取締役 財経本部副本部長兼財務部長、再生医療システム本部（法務担当）	

氏名	地位および担当	重要な兼職
渡辺英勝	取締役	シブヤマシナリー株式会社 取締役社長、 シブヤ精機株式会社 取締役社長
菅井俊明	取締役	弁護士・菅井法律事務所 所長
玉井政利	取締役	税理士・玉井経営会計事務所 所長
鈴木由郎	常勤監査役	
土肥淳一	常勤監査役	
遠藤 滋	監査役	ハチソン・ワンボア・ジャパン株式会社 取締役相談役
安宅建樹	監査役	株式会社北國銀行 相談役

- (注) 1. 取締役 菅井 俊明および玉井 政利の両氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役 土肥 淳一ならびに監査役 遠藤 滋および安宅 建樹の各氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。
3. 2019 年 9 月 26 日開催の第 71 回定時株主総会において、新たに宮前 和浩氏は取締役に選任され、就任いたしました。
4. 社外監査役 安宅 建樹氏は金融機関の経営に長年携わっており、財務および会計に関する豊富な経験と見識を有しております。
5. 社外取締役 菅井 俊明、玉井 政利、社外監査役 土肥 淳一、遠藤 滋の各氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
6. 2020 年 7 月 1 日付で取締役の役職が次のとおり変更されております。

氏名	変更前	変更後
中 俊明	専務取締役	取締役副社長
本多宗隆	常務取締役	専務取締役
澁谷光利	常務取締役	専務取締役
澁谷英利	常務取締役	専務取締役
西田正清	取締役	常務取締役
二木彰徳	取締役	常務取締役

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 額	員 数
取 締 役	820 百万円	23 名
監 査 役	19 百万円	4 名

(注) 上記金額には、当事業年度において費用処理した役員退職慰労引当金繰入額 19 百万円を含めております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 会社役員等の兼任状況等

重要な兼任の状況ならびに当該兼職先との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	兼 職 先 と の 関 係
取締役	菅井 俊明	弁護士 菅井法律事務所	所 長	当社と菅井法律事務所の間には取引はありません。
取締役	玉井 政利	税理士 玉井経営会計事務所	所 長	同氏は当社の顧問税理士であり、同氏と当社との間には定常的な取引があります。
監査役	遠藤 滋	ハチソン・ワンポア・ ジャパン株式会社	取締役相談役	当社とハチソン・ワンポア・ジャパン株式会社の間には取引はありません。
監査役	安宅 建樹	株式会社北國銀行	相 談 役	当社と株式会社北國銀行とは定常的な銀行取引があります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	菅井 俊明	当事業年度開催の取締役会 10 回のうち 10 回出席し、弁護士としての豊富な経験・見識から、経営に係わる助言および提言を行っております。
取締役	玉井 政利	当事業年度開催の取締役会 10 回のうち 10 回出席し、税理士としての豊富な経験・見識から、経営に係わる助言および提言を行っております。
常勤監査役	土肥 淳一	当事業年度開催の取締役会 10 回のうち 10 回および監査役会 7 回のうち 7 回出席し、業界団体（一般社団法人石川県鉄工機電協会）の元役員としての豊富な経験・見識から、経営に係わる助言および提言を行っております。
監査役	遠藤 滋	当事業年度開催の取締役会 10 回のうち 8 回および監査役会 7 回のうち 5 回出席し、総合商社の経営者としての豊富な経験・見識から、経営に係わる助言および提言を行っております。
監査役	安宅 建樹	当事業年度開催の取締役会 10 回のうち 9 回および監査役会 7 回のうち 6 回出席し、金融機関の経営者としての豊富な経験・見識から、経営に係わる助言および提言を行っております。

(3) 当事業年度において支給した報酬等の総額と員数

区 分	支 給 額	員 数
社外役員	18 百万円	5 名

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容は、会社法第 423 条第 1 項に基づき、当社に対して損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項各号に定める最低責任限定額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うものであります。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 仰星監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 34百万円
(2) 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および、報酬見積りの算出根拠等について、その適切性・妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額は合理的なものであると判断し同意いたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額の表示単位未満の処理につきましては、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額および比率については四捨五入し、その他の項目については切捨てております。

連結貸借対照表 (2020年6月30日現在)

(単位：百万円、未満切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	83,875	流動負債	47,096
現金及び預金	26,829	支払手形及び買掛金	24,547
受取手形及び売掛金	31,740	電子記録債務	1,874
電子記録債権	7,210	短期借入金	1,348
製 品	359	未払法人税等	1,408
仕 掛 品	12,013	未 払 費 用	6,141
原材料及び貯蔵品	3,019	前 受 金	8,679
そ の 他	2,783	賞 与 引 当 金	407
貸倒引当金	△ 80	受注損失引当金	178
固定資産	42,870	製品保証引当金	54
有形固定資産	34,616	そ の 他	2,454
建物及び構築物	18,687	固定負債	10,964
機械装置及び運搬具	2,562	長期借入金	3,640
土 地	11,589	退職給付に係る負債	6,712
建設仮勘定	587	役員退職慰労引当金	338
そ の 他	1,189	繰延税金負債	106
無形固定資産	574	そ の 他	167
の れ ん	215	負債合計	58,061
そ の 他	358	純資産の部	
投資その他の資産	7,678	株 主 資 本	70,082
投資有価証券	3,046	資 本 金	11,392
長期貸付金	5	資 本 剰 余 金	10,357
退職給付に係る資産	2,566	利 益 剰 余 金	48,770
繰延税金資産	1,362	自 己 株 式	△ 438
そ の 他	728	その他の包括利益累計額	△ 1,414
貸倒引当金	△ 30	その他有価証券評価差額金	△ 413
		為替換算調整勘定	△ 37
		退職給付に係る調整累計額	△ 963
		非支配株主持分	17
		純資産合計	68,684
資産合計	126,745	負債及び純資産合計	126,745

連結損益計算書 (2019年7月1日から2020年6月30日まで)

(単位：百万円、未満切捨て)

科 目	金	額
売 上 高		103,619
売 上 原 価		83,647
売 上 総 利 益		19,972
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,605
営 業 利 益		9,366
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	49	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	16	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	59	
そ の 他	140	278
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38	
租 税 公 課	16	
損 害 賠 償 金	21	
そ の 他	8	84
経 常 利 益		9,560
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	163	
補 助 金 収 入	46	211
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	14	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	301	
そ の 他	0	316
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,455
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,926	
法 人 税 等 調 整 額	59	2,985
当 期 純 利 益		6,470
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		1
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		6,471

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表 (2020年6月30日現在)

(単位：百万円、未満切捨て)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	66,389
現金及び預金	19,071
受取手形	2,455
電子記録債権	5,840
売掛金	21,502
製品	335
仕掛品	8,581
原材料及び貯蔵品	2,005
前払費用	242
短期貸付金	5,360
その他	1,321
貸倒引当金	△ 326
固定資産	38,078
有形固定資産	21,259
建物	10,660
構築物	202
機械及び装置	1,740
車輜運搬具	3
工具、器具及び備品	673
土地	7,349
リース資産	56
建設仮勘定	573
無形固定資産	295
ソフトウェア	197
のれん	16
その他	81
投資その他の資産	16,523
投資有価証券	3,016
関係会社株式	6,875
関係会社出資金	79
長期貸付金	2,229
前払年金費用	3,085
繰延税金資産	608
その他の	658
貸倒引当金	△ 29
資産合計	104,468

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	36,765
支払手形	669
電子記録債権	239
買掛金	21,461
短期借入金	838
リース債務	17
未払金	969
未払費用	3,744
未払法人税等	1,069
前受金	6,880
預り金	126
賞与引当金	225
受注損失引当金	157
その他	364
固定負債	8,058
長期借入金	3,433
リース債務	42
資産除去債務	48
退職給付引当金	4,251
役員退職慰労引当金	281
負債合計	44,823
純資産の部	
株主資本	60,056
資本金	11,392
資本剰余金	10,358
資本準備金	9,842
その他資本剰余金	515
利益剰余金	38,745
利益準備金	662
その他利益剰余金	38,082
配当準備積立金	1,600
固定資産圧縮積立金	1,216
別途積立金	2,500
繰越利益剰余金	32,766
自己株式	△ 438
評価・換算差額等	△ 411
その他有価証券評価差額金	△ 411
純資産合計	59,644
負債及び純資産合計	104,468

損益計算書 (2019年7月1日から2020年6月30日まで)

(単位：百万円、未満切捨て)

科 目	金 額	
売 上 高		73,225
売 上 原 価		61,011
売 上 総 利 益		12,214
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,073
営 業 利 益		6,140
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,181	
そ の 他	257	1,438
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28	
そ の 他	31	59
経 常 利 益		7,519
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	163	
補 助 金 収 入	46	
そ の 他	0	209
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	11	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	301	
そ の 他	0	313
税 引 前 当 期 純 利 益		7,415
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,011	
法 人 税 等 調 整 額	△ 138	1,872
当 期 純 利 益		5,542

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年8月21日

澁谷工業株式会社
取締役会御中

仰星監査法人 北陸事務所

指定社員 公認会計士 平塚博路 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中山孝一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、澁谷工業株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁谷工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する

意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年8月21日

澁谷工業株式会社
取締役会御中

仰星監査法人 北陸事務所

指定社員 公認会計士 平塚博路 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中山孝一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、澁谷工業株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制・監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月25日

澁谷工業株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木由郎 (印)

常勤監査役 土肥淳一 (印)

監査役 遠藤 滋 (印)

監査役 安宅建樹 (印)

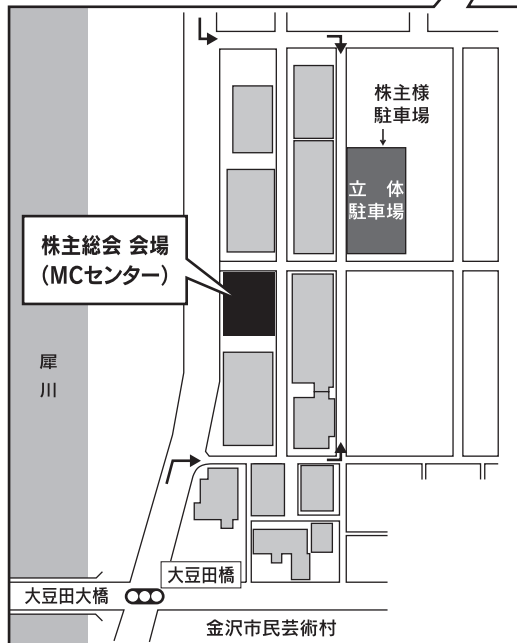
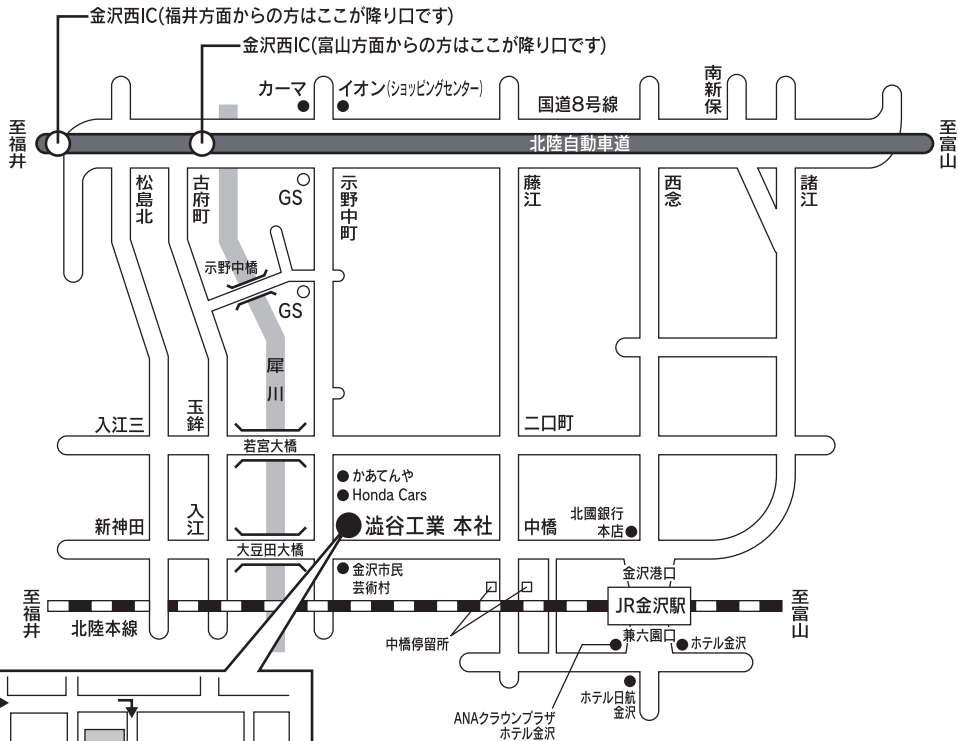
(注) 常勤監査役 土肥 淳一、監査役 遠藤 滋及び安宅 建樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ モ

メ モ

株主総会 会場ご案内図



会場 金沢市大豆田本町甲 58 番地
 当本社 MC センター 3 階ホール
 TEL (076)262-1201(代表)

- 交通
- J R 金沢駅 金沢港口より徒歩 25 分
 - バス 北陸鉄道中橋停留所より徒歩 20 分
 - お車 北陸自動車道 金沢西 IC より 10 分